

制定 1999年11月10日
改正 2005年10月30日
改正 2006年10月29日
改正 2014年11月23日
改正 2015年11月8日
改正 2018年10月21日
改正 2019年11月10日

日本医学哲学・倫理学会 役員選出規程

- 第1条 この規定は日本医学哲学・倫理学会会則に定められた役員の選出を目的とする。
- 第2条 評議員は、正会員の内より、理事及び監事は評議員の内より、会長は理事の内より選出する。
- 第3条 評議員は、正会員より15名以内の連記(無記名)で投票し、得票数の多い順から45名を選出する。残る5名は理事会が選出する。
- 第4条 理事は、20名以内とし、選出された評議員(推薦評議員は含まない)のうちから15名以内の連記で投票(無記名)し15名を選出し、残りの5名の推薦理事は選出された評議員の内より(次期)理事会が専門分野やジェンダー・バランスや年齢や役員歴等を考慮し選出する。
- 第5条 会長は、理事の互選により選出する。
- 第6条 監事は、投票により評議員から2名選出する。
- 第7条 各選挙において得票数が同数の場合には、若年者を当選とする。
- 第8条 選挙管理委員会は事務局に置き、選挙に関する事務は事務局が行い、その結果を選挙管理委員会が(当期)理事会、評議員会および総会に報告する。
- 第9条 選挙管理委員会は、3名の委員で構成する。
- 第10条 選挙管理委員長は、(当期)理事のなかから理事会が選出する。ただし、会長・事務局長が選挙管理委員長を兼ねることはできない。委員長以外の2名の委員のうち1名は事務局長とし、残りの1名は理事または評議員のうちから選出する。
- 第11条 選挙権・被選挙権を持つ者は前年度までの会費を完納している者とする。
- 第12条 被選挙権を持つものは、65歳未満の正会員とする。ただし、役員となった者が、任期途中で65歳となった場合は、その任期が終了するまで役員を継続することとする。
- 附則 本規程は令和元年11月10日より施行される。